

地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の運用拡大について

- 現下の感染状況等を踏まえ、各都道府県において営業時間短縮要請等を検討する動きが出ており、こうした動きを更に後押ししていく。
- 具体的には、これまでは、配分対象となる酒類を提供する飲食店等の店舗数の上限を各都道府県全体の店舗数の2割としていたが、これを見直し、より一層、各都道府県が、機動的な対応を図ることができる制度とする。

【変更後の制度概要】

- **追加配分の対象となる要請**
新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮要請等であって、特措法担当大臣との協議を経たもの（以下「支援対象要請」という。）
- **追加配分の対象団体** 支援対象要請に伴い、協力金等を支給する都道府県（原則として都道府県に配分）
- **追加配分額**
知事の行う営業時間短縮要請等の内容（対象店舗数、協力金の単価及び要請期間）に応じて、算定した額を交付。

対象店舗数 (A) ※ 1	×	協力金の額 (B) 60万円を上限 ※ 2	×	80% (C) ※ 3
------------------	---	-----------------------------	---	----------------

- ※ 1 要請等の対象となる酒類を提供する飲食店等のうち、要請に応じ協力金等の支払い等を行うこととなる店舗数（2割の上限を撤廃）
- ※ 2 1日当たり協力金額（最大2万円）×要請日数（最大30日）
- ※ 3 国の分担割合

- **適用時期** 令和2年11月1日以降に行われる要請に適用
- **「協力要請推進枠」の予算額** 500億円
※第2次補正予算2兆円のうち今後の感染拡大等に備えて地方単独事業分として留保していた分

出典：内閣府提出資料